

秋の臨時国会に「働き方改革関連法案」を提出へ

政府は、9月召集予定の秋の臨時国会に「働き方改革」に関連する法案を一括提出する方針です。今春、働き方改革実現会議が「実行計画」を公表して以降、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の導入など複数のテーマで法整備に向けた準備が展開されました。4月から6月にかけて、異例のスピードで労働政策審議会（厚労相の諮問機関）が進められた結果、関連する法案は8月までに閣議決定を経て、「政府提出法案」として正式に整う見通しです。提出が見込まれる法案の骨子とポイントについては、ひと足早く『HIRAYAMA NEWS』の5月号でお伝えしておりますので、注目される今後の展開についてまとめます。

政府の働き方改革実現会議の「実行計画」は、9つの分野の改革方針と目標とする実現までのスケジュールを記しています。その中でも、先行して取り組む**2大テーマ**が（1）同一労働同一賃金の導入と（2）残業時間の罰則付き上限規制です。いずれも、2019年度内の施行を目指しています。

（1）についてはパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の3法が改正。（2）は労働基準法を中心に、労働安全衛生法や労働時間等設定改善法の3法が改正されます。政府はこの2大テーマを「働き方改革関連法案」として一括審議したい意向です。

また、15年3月に法案提出したまま「2年以上」審議入りに至っていない「高度プロフェッショナル制度（高度プロ）」の創設などを盛り込んだ労働基準法改正案もセットにしたい考えです。この結果、内容の異なる労働基準法改正案が「2本」存在することになります。野党は「高度プロ」が入った方の法案には強固な反対姿勢を示しているため、秋の国会での取り扱いと審議の動向には注視が必要です。

2大テーマのこれまでの流れと今後の展開

【同一労働同一賃金】

「実行計画」を受けて4月28日から公労使が議論する労政審がスタート。労政審には法律の種類別に分科会・部会がありますが、今回は既存の分科会・部会にまたがる内容となるため、新たな部会を設けて法整備の議論を行いました。6月上旬に取りまとめた「報告書」を踏まえ、厚生労働省は8月までに法律案要綱を作成し、同部会の了承を得たい考えです。この部会で了承を取り付けることが、政府が国会に法案を提出するための最終手続き（段取り）となります。

この法案の着眼点の一つは「施行期日」です。全6回にわたる労政審の会合で、公益と使用者側委員から再三「準備期間の必要性」が挙げられ、報告書にも「法改正は、事業主にとって、正規雇用労働者・非正規雇用労働者それぞれの待遇の内容、待遇差の理由の再検証等、必要な準備を行うために一定の時間を要する。施行に当たっては、十分な施行準備期間を設けることが必要」と明記されました。政府は19年度内の施行を目指していますが、この指摘をどの程度反映させられ

るのか、今夏法律案要綱の段階で判明します。

もう一つは、派遣に関する「選択制2方式」に関する詳細です。前号でもお伝えした（I）派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善（派遣先均衡）、（II）派遣元との労使協定による一定水準を満たす待遇決定（派遣元との労使協定）——の2方式のことですが、都道府県別なども加味した「一般の労働者の賃金水準」や、正当とみなされる「労使協定」の結び方など、最も重要な実務・運用面における部分が詰め切れていません。

厚労省は、国会審議の内容を踏まえながら、成立後の政省令を決める際に同部会で検討していく方針で、「現場実態から離れ過ぎない運用方法はどうか」がカギとなります。

【残業時間の罰則付き上限規制】

4月7日から労政審の労働条件分科会で審議を開始。5月末に報告書を取りまとめました。主要項目となる時間外労働の上限規制は、「月45時間、年間360時間」を絶対上限とし、繁忙期などでそれを上回る場合は「年間720時間」以内の範囲で労使協定を結ぶことなどを規定します。

また、自動車運転手、建設業者、研究開発者、医師らをとりにあらず規制からはずし、5年以内をメドに規制対象に加えます。労働時間を極力短縮化するため、新たに「指針」を設け、休日労働の抑制や勤務間インターバルを含む健康確保措置などを盛り込みます。

また、政府がセットで審議入りを検討している「塩漬け」状態となっている方の労働基準法改正案の主要改正項目も重要で、使用者側と働く側の両方に大きな影響があります。軸となる5項目は、①労働時間でなく成果で評価される「高度プロフェッショナル制度（高度プロ制度）」を創設、②フレックスタイム制の清算期間を現在の1カ月から3カ月に延長、③裁量労働制の対象となる企画業務型に、法人向けの課題解決型提案営業などを加える、④年次有給休暇が10日以上ある労働者の場合、5日は企業側が時季指定（付与の義務化）、⑤中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止（施行から3年後）——です。国会審議の行方が注目される内容です。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(02) 号
平成 25 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

